

排水設備工事の申請について

トイレの水洗化は3年以内に!



処理区域内において、くみ取便所及び浄化槽が設けられている建物所有者は、下水の処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に公共下水道へ接続する義務が生じます（下水道法第11条の3、那覇市下水道条例第24条）。公共下水道へ接続するための排水設備（宅地内配管等）の設置は建物の所有者が行わなければなりません。上下水道局ではくみ取便所の水洗便所への改造資金、又は浄化槽の廃止により公共下水道を接続する場合に必要となる工事資金の無利子貸付を行っています。また、補助制度もありますので工事の際には給排水設備課又はお近くの那覇市下水道排水設備指定工事店へご相談ください。

排水設備工事の進め方

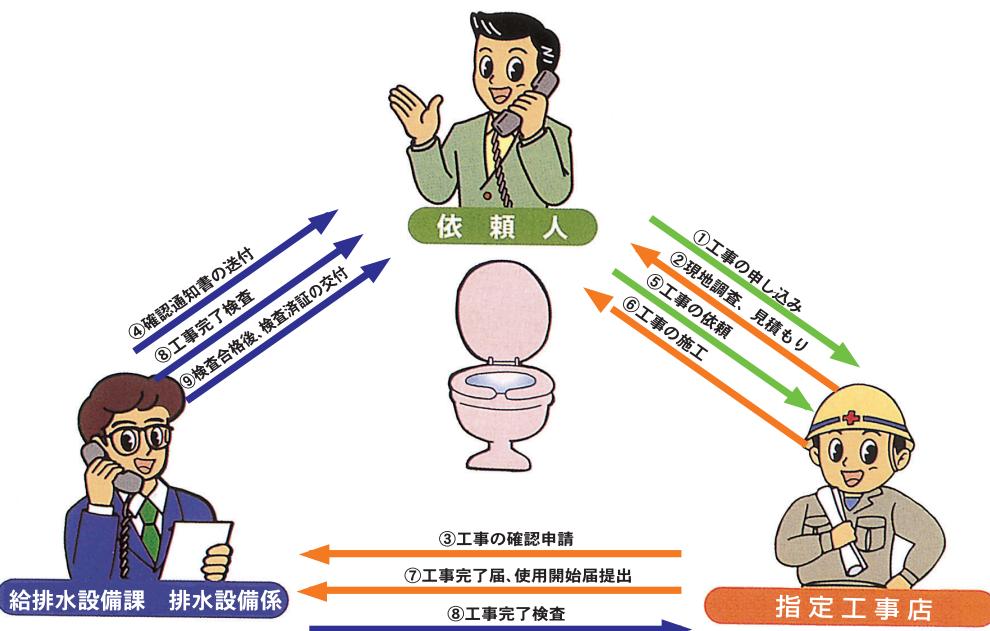
那覇市では、排水設備工事の施工は那覇市が指定した下水道排水設備指定工事店でなければ行えません。排水設備の設置は必ず、指定工事店に工事の依頼をしてください。

排水設備工事は、みなさまの費用負担により行われますので、依頼の際には、指定工事店と工事の範囲、費用、工事期間等を確認して、納得したうえで契約してください。

なお、指定工事店では工事の相談や現地調査、見積もりのほか各種申請手続きを行っています。

3社以上の見積もりを取るようおすすめします。

工事着工から終了まで（貸付金、補助金の申請手続きは指定店が申請します。）



- ①工事の申し込み ······ 指定工事店へ工事の相談、申し込みを行います。
- ②現地調査・見積もり ······ 指定工事店が現地調査及び工事費用の見積もりを行います。
- ③工事の確認申請 ······ 依頼人と指定工事店が工事契約を行い、指定工事店が申請します。
(改修工事に対する貸付金や補助金の申請についても指定工事店が行います。)
- ④確認通知書の送付 ······ 設備の構造等を審査し許可します。
- ⑤工事の依頼 ······ 指定工事店に依頼します。
- ⑥工事の施工 ······ 依頼人は、できるだけ工事に立ち会うようにしてください。
- ⑦工事完了届、使用開始届の提出 ···· 指定工事店が行います。
- ⑧⑨工事完了検査・検査済証の交付 ··· 検査を行い検査合格後、排水設備の設置済証を掲示し、検査済証を交付します。